

虐待してしまう、いじめてしまうという方も、御相談を

虐待やいじめをしている人も、
悩んでいることがあります。
相談窓口では、そうした方々の
悩みや苦しみもお聞きします。

- 子育ての悩み
 - 親の言うことを聞かない
 - 子育てに疲れて、イライラしてしまう
 - 子どもがかわいいと思えない
 - 夜泣きがひどい……など
- 子ども同士の悩み
- いじめを止めた方が、逆にいじめられるのではないか不安だ
 - 僕の気持ちでからかはつたつもりが、自分がひどく傷ついたようだ
 - 自分のことを後悔している

● 主な電話相談窓口と、関係機関連絡先

1 子ども・家庭110番

児童虐待、いじめ、体罰、子育てのことなど、子どものことなら何でも相談に応じます。
月～土／8:30～20:00 日・祝日／8:30～19:00 年末年始／休み

2 教育やしつけについて

子どもの権利擁護委員会
いじめや体罰など、権利の侵害を受けて悩んでいる子どものケアや問題の解決を図ります。
子ども・家庭110番で受け付を行なう専門の相談員がお話をうかがいます。子どもの気持ち
を尊重した解決の方法を話し合うことができます。

3 児童相談所

児童虐待についての相談を受け付けてます。

● 中央児童相談所 018-862-7311	● 北児童相談所 0186-52-3956	● 南児童相談所 0182-32-0500
月～金 9:00～17:00 火～金 9:30～15:30 0120-377-804 (フリー・ダイヤル) 秋田県総合教育センター内		

4 その他の相談先

子どもの人権、いじめホットライン
月～金 8:30～17:00
018-862-6533 法務省秋田地方法務局
福祉事務所 人権擁護課

保健所・保健センター

民生兌換委員会

● ホームページの御案内

● 秋田県中央児童相談所

<http://www.pref.akita.jp/jisou/>

・子育て相談の情報
- e-mail相談の受付

● あきな子育て情報

<http://www2.pref.akita.jp/kosodate/>

・子育てに関する情報全般
- 子育てに関する掲示板

● 健康教育なんでもドア

<http://www.lifeong.pref.akita.jp/family/>

・家庭教育に関する情報
- e-mail相談の受付

秋田県

秋田県健康福祉部子育て支援課 電話 018-860-1342

このリーフレットは2014年作成し、1冊あたりの印刷料は50円です。E-100

子どもが大切にされる社会をつくるために



「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」について

「子どもの権利条約」は、子どもにも基本的人権が保障される必要があることを定めています。1989年に国際連合で採択され、日本も1994年にこの条約を批准しました。

子どもはみんな平等

子どもは、人種、性別、
肌の色、考え方や地位の違
いなどで差別されること
はありません。



子どもに關係することを
決めたり行ったりするとき
は、子どもにとって最も良
いことは何かを第一に考え
なければなりません。

子どもには生きる権利がある

子どもには、いきいきと
元気に成長していく権利が
あります。国はその権利を
守らなくてはなりません。



親には、子どもを育てる責任がある

親は、子どもを守り、発
達に応じて適切な指導をし
なければなりません。国は、
親の指導する権利を大切に
しなければなりません。



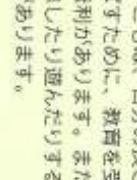
子どもには守られる権利がある

子どもが親などから暴
力を受けたり、ひどい扱
いをされることがないよ
う、国は子どもを守らな
ければなりません。



子どもには育つ権利がある

子どもは、自分の良さを
伸ばすために、教育を受け
る権利があります。また、
休憩したり遊んだりする権
利があります。



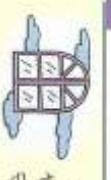
子どもには参加する権利がある

子どもは、自分に關係のあ
ることについて自由に意見を
言うことができます。その意
見は、子どもの立場に応じて
尊重されなければなりません。



プライバシーや名前は守られる

他人に知られたくないこと
や名前・信用は、子どもでも
守られなければなりません。



秋田県

子ども虐待

虐待は人権侵害です。虐待は、単に子どもが傷つくだけでなく、身体や心の成長・発達に大きな悪影響を与えます。子どもたちの健やかな成長を守るべく大人が、「子ども虐待」とはどういったことなのかを知り、社会全体で子育てを支援していきましょう。

子ども虐待とは

- 子どもに暴力をふるつたり、危険な状態におくこと。
- 痢め、嘔る、物を投げつけける
- 火を弄し続ける、熱湯をかける
- アルコール薬を飲ませる



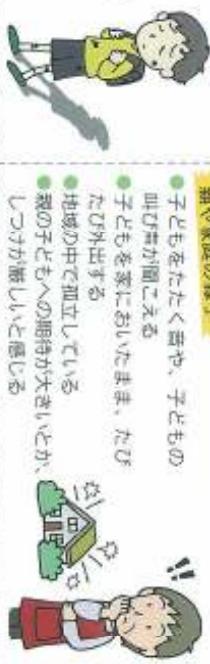
- 身体的虐待と稱す(ネグレクト)
- 子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること。
- 子どもの脚や性器を見る・触る
- 性器を見せる・触らせる
- 性器を見る、ボルノ写真を見せる
- 子どもボルノの縮写体にする



- 心理的虐待
- ひどい言葉や粗暴的な態度で子どもの心を傷つけること。
- 「生まれてこなければ良かったな」と言う
- 脣がしたり、他のきょううたいと差別をする
- 黒裸する
- 家庭内で配偶者に対して行う暴力も、子どもに対する心理的虐待になります。

虐待の早期発見と通報

虐待につながるようなことは早期に発見し、速やかに対応することが大切です。そのため、近隣や知人の次のようなサインに注意してみましょう。



こんな時……どうする？

自分は虐待だと思うが、周囲は大丈夫だととか、放っておけと言う	虐待は隠されていることが多い、もしかしたらという疑問
虐待と言えるほどひどいものではないよな気もする	虐待発見の大きな契機になります。虐待かどうかは関係機関で判断しますので、児童相談所などに相談してください。
自分が通報したこと、本人や他の人に知られたら困る	もし虐待でなくても、それは苦しい思いをしている親子のサインかも知れません。早期に援助できる可能性もありますので、児童相談所などに相談してみてください。
	相談した人に漏洩する情報は、決して外に漏らすことはありません。通報者のプライバシーは法律によって守られます。

いじめ

いじめは、方法や理由に限りなく、子どもの人権を侵害する行為です。いじめ対策としては、まず保護者が子どもの変化に気づくことができるよう、普段から子どもの話を聞くように心かけておくことが大切です。いじめを発見したときは、担任の先生に相談し、教育的な対応をしていただくことが望ましい方法です。しかし、話しにくい、対応してくれないなどの事情がある場合は、いじめに関する相談窓口を積極的に活用してください。

いじめとは

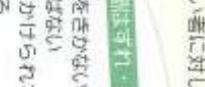
文部科学省の定義では、いじめは、①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を繰り返すもの、とされています。

中間未され・無視

- 人目につかないとごそで殴る、蹴る
- 石、水、汚物などを投げつける



- 口をきかない、一緒に遊ばない
- 話かけられても無視する



相手方にやがることをする・さばる

- 持ち物やお金を奪す、取り上げる
- 暴りやり服を脱がせる
- 噂や悪口を言いふらす
- 大まじめでせかしい行動をさせる
- 関注や問題を押しつけて、一人で処理させる



いじめの構造

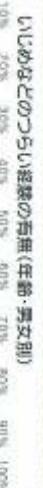
いじめには、いじめをする者とされる者以外に、「銀衆」と「傍観者」がいます。「銀衆」とは、いじめを見て見ぬふりをしている子どもたちです。こうした子どもたちにも、「いじめ」は防ざれないことであることが、いじめ防止の重要性について理解してもらう必要があります。

子どもたちの現状

県内の小学4年生から高校生までの子どもに、「いじめ」は虐待発見の大きな契機になります。虐待かどうかは関係機関で判断しますので、児童相談所などに相談してください。

もし虐待でなくても、それは苦しい思いをしている親子のサインかも知れません。早期に援助できる可能性もありますので、児童相談所などに相談してみてください。

相談した人に漏洩する情報は、決して外に漏らすことはありません。通報者のプライバシーは法律によって守られます。



(子供とお母さん、平成17年度)